

## 小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議開催要綱

令和 4 年 2 月 1 日  
教育長決定

(趣旨)

第 1 条 今後、人口減少及び少子化が一層進展するものと予測されることなどから、子供の教育環境の改善・向上に向けた取り組みを進めていくにあたり、専門的な見地及び幅広く意見を求めることを目的として、小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者及び地域関係者
- (3) 小学校長代表及び中学校長代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10 名程度とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(委員長の指名等)

第 4 条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第 5 条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を準用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。